

議案第13号 関連資料

介護保険の保険者機能強化に係る国からの交付金について

1 概要

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進し、介護保険制度の持続可能性を維持するために、市町村には保険者として地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができる取組みを進めていくことが求められています。

そこで国は、市町村が地域の実情に応じて保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組みを進めることができるよう、平成30年度に保険者機能強化推進交付金（以下「交付金」という。）を創設しました。

2 交付金の活用

国の定めた評価指標に基づき、市町村が介護保険事業計画に定めた取組内容や目標の達成状況に応じて、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付されます。

交付金は、介護給付・予防給付以外のサービスを市町村独自で提供する市町村特別給付、要介護状態になることを予防するための介護予防教室など地域支援事業や保健福祉事業の充実に活用し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要取組みを進めることとなっています。

3 本市の評価指標に基づく評価結果及び交付額

(1) 評価結果

評価指標	本市の点数	兵庫県の平均点
I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	61/82	58.85/82
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	315/460	343.90/460
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	50/70	48.17/70
合 計	426/612	450.93/612

(2) 交付額

39,092千円

(3) 交付金の活用方法

交付金は、市町村が地域の実情に応じて保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組みに活用するものです。

平成30年度の交付金については、2018年(平成30年)12月に内示があったため、介護予防や認知症の早期支援等の地域支援事業や保健福祉事業の既存事業に活用します。